

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. グリーン化の取組

エコアクション21認証、ライトダウンキャンペーンなどのグリーン化の取組について助言等の支援を行います。

b. 地域貢献の取組

災害時における車両提供に関する自治体との協定やAED全店舗配備、ピンクリボン運動の参画など、地域貢献のノウハウを提供し支援を行います。

c. 健康経営に関する取組

健康経営を実践し取組内容を積極的に開示すると共に、健康経営に関する助言、ノウハウの提供を行い健康経営の普及に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ① 定期的な社員教育によりコンプライアンス遵守への意識向上を図り、取引先の皆様との適正な取引を徹底いたします。
- ② 取引先の皆様には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼、交渉いたします。
- ③ 取引代金の支払は現金（振込）で行い、振込手数料は当社が負担いたします。

2025年8月1日

2026年1月12日更新

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社京滋マツダ

代表取締役社長 田嶋 誠治

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。